

UNCLOS と占領法規

—海域における占領国の権利と義務について—

はじめに

- 1 占領法規の海域に対する適用性
- 2 占領法規と海洋法の相互関係
- 3 海域における占領国の権利と義務

おわりに



ルイス・マクドノー・モンロイ
(ゲント大学欧州・公法・国際法学部の海洋研究所研究員)

はじめに

国連海洋法条約（以下、UNCLOS）は、世界の海洋のガバナンスのため、海域の法制度を制定している¹。UNCLOS に基づき、沿岸国には領海に及ぶ主権と、接続水域、排他的経済水域（以下、EEZ）、大陸棚に及ぶ主権的権利と管轄権が付与されている²。一般的に、国際社会は沿岸部のガバナンスに関する法的枠組みを理解し、受け入れられている。しかし、地中海や黒海の東部からアフリカ西海岸までの数百海里にわたる海域は、相互に関連する規範を含む独特で特化した枠組みが適用される。実際、しばしば武力行使によって占領国が実効的に支配する海域が複数ある。その結果、これらの海域は、一方では海洋法、他方では占領法規といった相互関係から生じる複雑な法的枠組みによるガバナンスを受ける。本稿では、占領国が実効的に支配する海域に対する占領国の権利と義務の法的根拠を検討する。

占領法規とは、国際人道法の一分野を構成する諸規範を指し、他国の領域を占領する国の行為に最低限の規制を課すことを目的とする。これらの規範は、占領国の利益の保護と同時に、占領地域の基本的な社会的

および政治的組織の保存、文民の保護という義務を課し、複雑な均衡を求めるものである。後述するように、明確な領域的性質を念頭に置いて作成されたにもかかわらず、占領法規の適用範囲は、占領国が実効的支配を行う場合、海域にも及ぶ可能性がある³。現在、占領国が異なる程度の実効的支配を行い、占領法規が適用されている海域がいくつか存在する。これには、西サハラ⁴、ガザ⁵、北キプロス⁶、アブハジア⁷、クリミア⁸、ドネツク⁹の一部が含まれる。

このような現実にもかかわらず、占領国が実効的に支配する海域の法的枠組みに光を当てる文献や国際的司法意見はほとんどない。そこで本稿では、次の包括的な問題に取り組む。占領国が実効的に支配する海域について、占領国の権利と義務とは何か。また、その問題に取り組む際、①占領国は、海域を設定したり、境界画定に合意することができるか。

- 3 Tassilo Singer, *Occupation of Sea Territory: Requirements for Military Authority and Comparison to Art. 43 of the Hague Convention*, in OPERATIONAL LAW IN INTERNATIONAL STRAITS AND CURRENT MARITIME SECURITY CHALLENGES 255, 273 (Jorg Schildknecht et al. eds., 2018).
- 4 Western Sahara, Advisory Opinion, 1975 I.C.J. 12, ¶ 162 (Oct. 16). (国際司法裁判所は、占領という表現は使用しなかったが、モロッコに、西サハラに及ぶ正当法的な「主権による領有関係」はないという意見を示した。)
- 5 G.A. Res. 34/37 (Nov. 21, 1979); EYAL BENVENISTI, THE INTERNATIONAL LAW OF OCCUPATION 171 (2012); Case T-512/12, Front Polisario v. Council, ECLI:EU:T:2015:953, ¶¶ 13–14 (Dec. 10, 2015).
- 6 Report of the United Nations Fact-Finding Mission on the Gaza Conflict: Human Rights in Palestine and Other Occupied Arab Territories, ¶¶ 273–79, U.N. Doc. A/HRC/12/48 (Sept. 25, 2009); Report of the Detailed Findings of the Independent Inter-national Commission of Inquiry on the Protests in the Occupied Palestinian Territory, ¶¶ 61–67, U.N. Doc. A/HRC/40/CRP.2 (Mar. 18, 2019). (しかし、2005年の軍撤退後、ガザが占領されているという主張に対してイスラエルが異議を唱えていることは特筆すべきである。)
- 7 S.C. Res. 541 (Nov. 18, 1983); Loizidou v. Turk., App. No. 15318/89, 1996-VI Eur. Ct. H.R. 70, ¶ 56 (Dec. 18, 1996). (裁判所は、「(トルコは) (北キプロスに対し) 実効的な全体支配を行使している」と判断した。)
- 8 Cyprus v. Turk., Eur. Ct. H.R. 20, ¶ 22 (2014). (裁判所は、キプロスの占領地域について明確に言及している。)
- 9 BENVENISTI, *supra* note 4, at 191–93.
- 10 Geor. v. Russ. (II), App. No. 38263/08, ¶¶ 142–222, 336 (Jan. 21, 2021), <https://hudoc.echr.coe.int/fre%23%7B%22itemid%22:%5B%22001-207757%22%5D%7D?i=001-207757>; European Parliament Res. of 14 June 2018 on Georgian Occupied Territories 10 Years After the Russian Invasion, ¶¶ 97–100, https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-8-2018-0266_EN.pdf; Situation in Georgia, ICC-01/15, Decision on the Request for Authorization of an Investigation by the Prosecutor of the International Criminal Court, ¶ 27 (Jan. 27, 2016).
- 11 G.A. Res. 68/262 (Mar. 27, 2014). (ロシアが実施したウクライナ併合の住民投票後、ウクライナの領土保全に対する公約を確認する国連総会決議。)
- 12 G.A. Res. ES-11/1 (Mar. 2, 2022). (アゾフ海に面するドネツク人民共和国(自称)を含むウクライナ南部と東部に関連する国連総会決議。)

1 United Nations Convention on the Law of the Sea, Dec. 10, 1982, 1833 U.N.T.S. 397.

2 *Id.* arts. 2, 33, 56, 77. (それぞれの海域に該当する条項。なお UNCLOS は内水の地位については扱わず、領海のみを扱う。)

②海域における第三国に対する占領国の権利と義務は何か。③占領国は、海域において海洋資源や沖合資源を開発できるか、という3つの小問にも答える。本稿では、1899年ハーグ条約陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則(以下、ハーグ規則)、1949年ジュネーヴ諸条約第4条約、およびその第1追加議定書に含まれる占領法規に基づく占領国の権利と義務を評価するために、UNCLOSの下で確立された海洋ガバナンスの枠組みのプリズムを通して、学説的手法を採用する¹⁰。

本稿は5部構成である。1では、海域における占領法規の適用性について検討する。1(1)では、占領法規の暗黙的および明示的な海域の範囲を焦点とし、1(2)では、どの海域が占領法規の適用を受けやすいかを評価し、1を締めくくりにあたり1(3)では、海域における占領法規の適用要件を分析する。そして、2では、海洋法と占領法規の相互関係を評価するために規範の調和の手法を検討する。3では、海域における占領法規の適用の実質的な側面に踏み込む。3(1)では、海域の設定や第三国との境界画定に関する占領国の権利と義務について検討する。3(2)では、安全の問題と、沿岸国の積極的または消極的義務を必要とする第三国の権利の問題を検討する。3(3)では、占領国が実効的に支配する海域の資源管理と開発の問題に焦点を当てる。「おわりに」は本稿の結論である。

1 占領法規の海域に対する適用性

ここでは、占領法規の海域への適用性に関する法的分析を3つに分けて行う。(1)では、関連する文献の文言に注目しながら、その暗黙的および明示的な適用性を明らかにする。(2)では、どの海域に占領法規が適用されやすいかを検討し、(3)では、海域への占領法規の適用に必要な実効的支配の閾値を示す。

(1) 占領法規の「海の側面」

国家が¹¹、制定当初、占領法規を主に陸地に適用すると想定していたこ

とを言及せずに、海への占領法規の適用について分析を始めるのは不注意であろう。そもそも、ここで指すハーグ規則の正式名称は「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」である。そのため、第1条で締約国の義務について、特に「陸軍¹¹」に言及しているのは当然である。「marine」、「maritime」、または「sea」といった海の範囲が除外されていることと¹²、占領に関連して陸地が具体的に言及されていることは、占領法規の適用範囲が陸地に限定されていることを強く推測できる。これは、1907年ハーグ万国平和会議の正式な交渉記録にあるとおり、締約国が表明した見解と一致している。当時、ほとんどの国家が海戦に関する規制を避けたいと考えていたからである¹³。

しかし、(少なくとも一部の)海域における占領法規の適用は、ハーグ規則で公然と想定されている。第53条は、「陸上、海上及空中ニ於テ」、国家が「軍需品」として使用できる全ての器具を、占領軍が押収することができると規定している¹⁴。さらに第54条は、平和回復後の還付と賠償を条件とし、絶対的に必要な場合を除き、「占領地ト中立地トヲ連結スル海底電線」の押収または破壊を禁じている¹⁵。第53条と第54条が特に海域で行使される権利と義務に関連していることから、締約国は、条約の趣旨と目的を実現するためには海域を規制することが必要であると理解していたことがわかる。

さらに、ハーグ規則のわずか数年後に完成した1913年の「海戦法規に関するオックスフォード・マニュアル」(以下、オックスフォード・マニュアル)は、占領法規の海域への適用を明確に成文化している¹⁶。第88条には、「海域の占領」の事例を明確に認識し、「陸上での戦争の法律およ

11 Hague Regulations, *supra* note 10, art. 1.

12 Singer, *supra* note 3, at 258.

13 Marco Longobardo, *The Occupation of Maritime Territory Under International Humanitarian Law*, 95 INTERNATIONAL LAW STUDIES 322, 331 (2019); see A. PEARCE HIGGINS, THE HAGUE PEACE CONFERENCES AND OTHER INTERNATIONAL CONFERENCES CONCERNING THE LAWS AND USAGES OF THE LAWS AND USAGES OF WAR: TEXTS OF CONVENTIONS WITH COMMENTARIES 185 (1909). (この点は、1902年にグレートブリテン、ドイツ、イタリア、ベネズエラが行った海上封鎖に関連して提起された。)

14 Hague Regulations, *supra* note 10, art. 53. (下線強調は筆者。)

15 *Id.* art. 54. (下線強調は筆者。)

16 Institute of International Law, *The Law of Naval Warfare Governing the Relations between Belligerents* (1913), *reprinted in* THE LAWS OF ARMED CONFLICTS 1123 (Dietrich Schindler & Jiri Toman eds., 4th ed. 2004) [hereinafter *Oxford Manual of Naval Warfare*].

10 Convention No. IV Respecting the Laws and Customs of War on Land, Oct. 18, 1907, 36 Stat. 2227, T.S. No. 539 [hereinafter *Hague Regulations*]; Convention (IV) Relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War, Aug. 12, 1949, 6 U.S.T. 3516, 75 U.N.T.S. 287 [hereinafter *GC IV*]; Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and Relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts, June 8, 1977, 1125 U.N.T.S. 3 [hereinafter *API*].

び慣習に従う」ことを条件づけている¹⁷。このことは、ハーグ規則の締約国が、ジュネーヴ諸条約第4条約とその第1追加議定書の採択時まで、占領法規が海域に適用されることに概して同意していた（あるいは最低でも認識していた）ことを示す¹⁸。この主張は、（ハーグ規則と異なり）後者の2つの条約では、海と陸の区域が区別されていないという事実によって裏付けられている。したがって、オックスフォード・マニュアルに記載されている海域に関する言及や、ハーグ規則第53条と第54条の規定が海域を明示していることから、占領法規は陸地だけでなく海域にも自明的に適用されるという見解が学術界において支配的である¹⁹。

(2) 占領可能な海域

しかし、より争点となるのは、異なる海域で占領法規が適用される範囲と方法を定義することである。これまでの段落では、一般論として、海域への占領法規の適用性を上げただけであり、沿岸国の主権が及ぶ海域（すなわち、内水、群島水域、領海）と、国家が主権的権利と管轄権のみを享受する海域（すなわち、接続水域、EEZ、大陸棚）、または国家の管轄権が及ばない海域（すなわち、公海、深海底）との区別はしていない。

占領法規が内水および群島水域と領海に適用されることは²⁰、国際法上、領土と同等であるため、一般的に受け入れられている²¹。同様に、国家の管轄権が及ばない海域は、占領に必要な実効的支配を受けず²²、全ての国家が自由に立ち入ることができるため²³、占領は不可能という考えが、一般的なコンセンサスである。それでもなお、沿岸国が主権的

権利と管轄権を享受している海域、例えば接続水域、EEZ、大陸棚などに対する占領法規の適用については、学者たちの間で激しく意見が分かれている。

接続水域、EEZ、大陸棚における占領法規の適用に反対する最も首尾一貫した説得力のある議論は、実際、国家はこれらの海域に及ぶ主権を有していないため、領海とは見なされず、占領法規の適用範囲から除外されるという主張に基づいている²⁴。この見解は、オックスフォード・マニュアルの第88条の条文に依拠している。この条文では、海域における占領を説明する際に、「[全て通常、内水にある] (gulfやbayといった) 湾、港、停泊地および領海」のみを列挙している²⁵。これを根拠に、シャニ・フリードマンは、UNCLOSの下では、大陸棚とEEZに対する沿岸国の権利と管轄権は不可侵であると推定し、外国による占領の余地はないと主張している²⁶。フリードマンの見解によれば、沿岸国の権益を伴う海域の占領は、UNCLOSに基づく主権的権利の行使の障害となるが、占領法規の適用の引き金ではない。それはむしろ、沿岸国が（一時的に）主権的権利を行使できないことを示すが、その主権的権利は、沿岸国の行使能力とは無関係に、UNCLOSの下で沿岸国に付与された状態を維持する²⁷。占領国は占領地に対する主権国ではなく、ハーグ規則第55条に基づく「管理者及用益権者」に過ぎず、UNCLOSの下で主権的権利を行使する権利を有していないからである²⁸。フリードマンは、「用益権」（すなわち、正当な主権国の資源または財産の享受）はUNCLOSに記載されていないため、接続水域、大陸棚、EEZにおいて占領法規を適用することは、条約の趣旨および目的に反すると主張している²⁹。

17 *Id.* art. 88.

18 BENVENISTI, *supra* note 4, at 55; Singer, *supra* note 3, at 261–62.

19 以下を参照。以下全ては、海域における占領法規の適用を検討する文献である。

・ Longobardo, *supra* note 13, at 332. (「ジュネーヴ諸条約第4条約とその第1追加議定書を海域に適用することは、法的に問題ない。」)

・ Emilia Pabian, *Prolonged Occupation and Exploitation of Natural Resources*, 12 JOURNAL OF INTERNATIONAL HUMANITARIAN LEGAL STUDIES 71, 86 (2021).

・ Shani Friedman, *The Application of the Law of Occupation to Maritime Zones and Rights to “Occupied” Maritime Resources*, 36 INTERNATIONAL JOURNAL OF MARINE AND COASTAL LAW 419, 422 (2021).

・ Singer, *supra* note 3, at 260.

・ BENVENISTI, *supra* note 4, at 55.

20 Longobardo, *supra* note 13, at 346; Singer, *supra* note 3, at 271–72.

21 UNCLOS, *supra* note 1, art. 2.

22 海域で実効的な支配を果たすことは、占領者の権力が、正当な主権国の権力に取って代わることができる能力を指すことに留意。2 – Cを参照。

23 BENVENISTI, *supra* note 4, at 55; Longobardo, *supra* note 13, at 349.

24 UNCLOSで、領域として言及されているのは、領海と内水のみである。

・ UNCLOS, *supra* note 1, art. 89. (国が主権を行使できる範囲に領海という言葉を使用している。「いかなる国も、公海のいずれかの部分をその主権の下に置くことを有効に主張することができない。」下線強調は筆者。)

・ Longobardo, *supra* note 13, at 348.

25 Oxford Manual of Naval Warfare, *supra* note 16, art. 88.

26 Friedman, *supra* note 19, at 429. (UNCLOS第77条第2項と第56条第1項を引用し、沿岸国はEEZと大陸棚に及ぶ排他的な権利を持ち、その権利について、占領状態での譲渡は不可であると説く。)

27 *Id.* at 429–34.

28 Hague Regulations, *supra* note 10, art. 42.

29 Friedman, *supra* note 19, at 434.